

# マイナンバーカードお受け取りの方へ

## 有効期限

カード

### 18歳以上

… 10回目の誕生日

### 18歳未満

… 5回目の誕生日

※令和4年3月31日以前の申請

20歳以上… 10回目の誕生日

20歳未満… 5回目の誕生日

### 外国人の方

… 在留期間の満了日

電子証明書

5回目の誕生日

3か月前からお住まいの市区町村役所で更新手続きができます。

## 電子証明書

### ①署名用電子証明書

… 6～16桁の英数字の暗証番号

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

(例 e-Tax等の税の電子申請など)

### ②利用者用電子証明書

… 4桁の数字の暗証番号

医療機関受診時や、マイナポータルへのログイン、コンビニでの証明書交付などに利用します。

## 暗証番号

**番号はあなたにしかわかりません。  
他人に知られないよう十分注意し、  
大切に管理しましょう。**

【暗証番号のロック】

署名用電子証明書の場合は**5回**、利用者証明用電子証明書の場合は**3回**、暗証番号を連続して誤ると電子証明書が利用できなくなります。

忘れたときやロックされたとき

お住まいの市区町村役所にマイナンバーカードと本人確認書類を持参して再設定の手続きをしてください。

## 引越し、名前が変わる時

- ①マイナンバーカードのデータ変更、カードへ新住所等の記載をします。届出の時には必ずカードと暗証番号が必要です。

※署名用電子証明書はこれらの記載事項に変更が生じると自動的に失効しますので、窓口で署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。

- ②引越で、転入届を提出してからカードの情報を変更せずに**90日**が経過した場合、カードが失効しますのでご留意ください。

また、引越の際、転出届を提出してから転入先に転入届を行わず、転出予定日から30日を経過した場合または転入日から14日以上経過してから転入届をした場合にも、カードが失効します。

## 「コンビニ」で

**住民票・戸籍謄本・印鑑登録証明書などの証明書が取れます。**

区役所で取得するより手数料が**50円お得**です。

※戸籍に関する証明は福岡市に本籍がある人に限ります。福岡市外に本籍地のある人は、本籍地の自治体にお問い合わせください。

カード受け取りから**24時間**はご利用ができません。

※住所変更等の異動があった場合は最大**48時間**

## カードをなくしたら

(一時停止のご連絡)

マイナンバーカードをなくした場合には、直ちに以下の電話番号に連絡し、電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。併せて住民票のある市区町村の窓口で紛失等の届出を行ってください。

**【無料】マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120-95-0178**

**【有料】個人番号カードコールセンター  
0570-783-578**

**※聴覚障がいがある人は、FAX  
(0120-601-785) をご利用ください。**

なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除ができます。

## カードの取扱い上の

### 注意事項

- ① 熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合がありますので、**高温や物理的な力**に注意してください。
- ② カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれることがありますので、**薬品や液体等**に注意してください。
- ③ カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合がありますので、**強い磁気**に注意してください。

## カードの再交付について

- ① 再交付を希望する場合、**本人確認書類を持参のうえ、区役所窓口へお越しただくか、電話でご連絡いただくと交付申請書をお渡しいたします。**  
ご自身で、受付センターへ郵送、またはオンライン申請をしてください。

その際、紛失の場合は警察署等から出される紛失届（遺失届受理番号が記載されているもの）を、お持ちください。また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。

- ② **紛失等に伴う再交付の際には、原則手数料がかかります。**
  - ・カードのみの再交付の場合・・・**800円**
  - ・カードの再交付と同時に電子証明書の発行も行う場合・・・**1,000円**

## 顔認証マイナンバーカード

暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定した「顔認証マイナンバーカード」を希望された場合、このカードは、**暗証番号がロックされているため、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できません。**カードに記録されている顔写真を用いて顔認証又は目視による確実な本人確認を行ったうえで、オンライン資格確認ができ、医療機関・薬局を受診等することができます。

<問合せ先>

東区役所市民課 TEL:092-645-1016

マイナンバーカード及び電子証明書の利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

・総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード

[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト ⇒

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

・公的個人認証サービスポータルサイト <http://www.jpki.go.jp/>

